平成２２年（フ）第８５５号
神戸市兵庫区浜山通２丁目５番15―311号
債務者　山口　和代
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７０号
神戸市須磨区古川町２丁目１番３―21106号
債務者　関　スミ子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７９号
兵庫県三木市緑が丘町東２丁目７番地の14
債務者　桑室　里美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０号
広島県三原市須波ハイツ４丁目12番５号
債務者　高山　龍二
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
佐賀県唐津市鏡2893番地　県営アパート314号
債務者　近藤　末子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６０号
佐賀県唐津市熊原町3178番地５
債務者　竹田　大助
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４３５号
大分市大字森108番地の50　鶴崎コスモス団地100号
債務者　青木久美子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田600番地２　ＯＫハイツ102
債務者　齊藤　都子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８６号
群馬県みどり市笠懸町鹿2255番地８
債務者　鏑木八重子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８９号
群馬県みどり市笠懸町鹿4134番地17
債務者　川端　葉子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４２４号
大分市大字永興779番地　県営城南住宅Ｓ―２―408
債務者　岩崎　重美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１８号
宮崎市下原町395番地６　平コーポ102号
債務者　宮岡　典史
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０８号
広島県府中市中須町1616番地、旧住所広島県府中市中須町1639番地
債務者　荒川ヤス子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８７２号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４丁目20番地　ファミリアーレ松蔭公園102号
債務者　村上理恵子（旧姓結城・森崎）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００４号
名古屋市守山区川宮町36番地
債務者　松﨑　　明
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
熊本市龍田８丁目15番12号　第一田島荘201号
債務者　三浦　島雄
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４９号
熊本市龍田８丁目15番12号　第一田島荘201号
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７０号
熊本市健軍本町１番21号
債務者　中村眞由美
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部